

新型コロナウイルス対策政府・与野党連絡協議会
(第23回)

日時：令和3年1月5日(火)

15時00分～16時00分

場所：院内常任委員長室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 政府からの報告(新型インフルエンザ等対策特別措置法、
感染症法の改正に関する論点について)

(2) 自由討議

3. 閉 会

(配布資料)

資料1 内閣官房提出資料

資料2 厚生労働省提出資料

新型コロナウイルス対策政府・与野党連絡協議会
(第23回)

日時：令和3年1月5日(火)
15時00分～16時00分
場所：院内常任委員長室

(出席者)

| | | |
|--------|--------|----------|
| 政府 | 坂井 学 | 内閣官房副長官 |
| 自民 | 森山 裕 | 国会対策委員長 |
| 自民 | 後藤 茂之 | 政務調査会長代理 |
| 公明 | 高木 美智代 | 政務調査会長代理 |
| 立憲 | 安住 淳 | 国会対策委員長 |
| 立憲 | 泉 健太 | 政務調査会長 |
| (陪席)国民 | 舟山 康江 | 政務調査会長 |
| 維新 | 浅田 均 | 政務調査会長 |
| 共産 | 田村 智子 | 政策委員長 |

(政府出席者)

大沢 博 内閣官房内閣審議官
奈尾 基弘 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室審議官
正林 督章 厚生労働省健康局長
内閣官房、出入国在留管理庁、厚生労働省陪席

新型コロナウイルス等対策特別措置法の主な指摘事項

○ 特措法の対象となる感染症の範囲

現行：新型コロナウイルス、再興型インフルエンザ及び新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）が対象。

（既に知られている感染性の疾病である指定感染症については、法改正をしなければ特措法の対象とならない。）

○ 臨時の医療施設の位置付け

現行：建築基準法や医療法の一部の規定が適用除外となる「臨時の医療施設」の開設は、緊急事態措置としての位置付け。

○ 都道府県知事の要請等の実効性確保（罰則、支援）

現行：罰則、支援等については規定なし。第5条で基本的人権の尊重について規定。
緊急事態宣言後でも、要請、指示及び公表にとどまり、強制力のある措置ではない。
さらに緊急事態宣言前は要請に限られる。

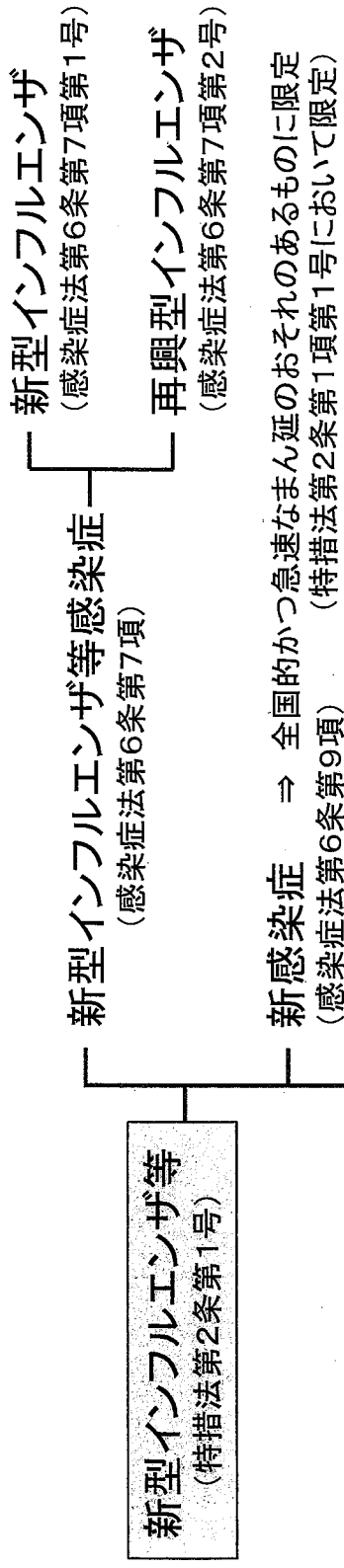
課題：感染防止策の実効性を上げるために罰則・支援等を規定することについてどう考えか。さらに、緊急事態宣言前であっても実効性を高めるための措置が必要ではないか。

（参考）全国知事会「新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言」（令和2年12月20日）（特措法関係抜粋）

2. 特措法・感染症法等の改正について

○ 事業者への休業や営業時間短縮要請の実効性を担保するため、要請に対する遵守義務や、違反した場合の罰則、営業停止処分、営業補償に資する協力金制度、差別・偏見防止等の措置について、緊急事態宣言が発出される以前でも必要な対策がとれるようにすることも含め、特措法等の改正の検討を早期に進めること。

新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等に追加



施行の日から2年を経過する日までの間で政令で定める日まで
(令和3年1月31日まで)の間、新型コロナウイルス感染症を追加

- 新型インフルエンザとは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。(感染症法第6条第7項第1号)
- 再興型インフルエンザとは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。(感染症法第6条第7項第2号)
- 新感染症とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。なお、新型コロナウイルス感染症については、その病原体や病状等が既に明らかになっているため、新感染症には当たらない。(感染症法第6条第9項)
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、施行の日から2年を経過する日までの間で政令で定める日まで(令和3年1月31日まで)の間(※)、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とされ、各措置が適用可能となっている。(※)1年間延長予定

特措法上の臨時の医療施設

- 特定都道府県知事は、医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、医療施設であって特定都道府県知事が臨時に開設するものにおいて医療を提供しなければならぬ（特措法第48条第1項）。

各種法令の特例について

消防法の特例（特措法第48条第3項）

- ・ 消防法の一部基準（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯、防火水槽等の設置等）は適用しない。
- ・ ただし、特定都道府県知事は、消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する基準を定める等、安全確保措置義務がある。

建築基準法、景観法の特例（特措法第48条第4項）

- ・ 建築基準法（建築手続、建築物の構造・設備等の基準）及び景観法の規定は適用しない。
 - ・ 緊急事態宣言がされた日※から1か月以内に工事に着手する必要がある。
- ※延長又は区域変更がされた日を含むと取り扱って差し支えない（令和2年5月7日事務連絡）

医療法の特例（特措法第48条第5項）

- ・ 医療法第4章（病院等の開設許可、構造設備等）は適用しない。

設置実績

- 8都道府県・13施設で設置
- ・ 北海道・東京都・神奈川県・石川県・福井県（4件）・愛知県（2件）・長崎県・沖縄県（2件）

○ 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新型コロナウイルス等 感染症法第六条第七項に規定する新型コロナウイルス等感染症及び同条第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型コロナウイルス等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型コロナウイルス等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型コロナウイルス等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型コロナウイルス等対策の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居室又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型コロナウイルス等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずることができ。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(臨時の医療施設等)

第四十八条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第四項において「医療施設」という。)であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

1. 新型コロナウイルス感染症の対応

○ 新型コロナウイルス感染症を感染症法等にどう位置づけるべきか。

⇒ 令和3年1月以降、順次、感染症法に基づく指定感染症等の当面の期限が到来するが、指定感染症等の指定の延長（1年以内）について検討する必要がある。

※感染症法については、令和3年1月31日に期限が到来（令和4年1月31日まで延長可）。検疫法については令和3年2月13日に期限が到来（令和4年2月13日まで延長可）

⇒ 加えて、仮に1年間延長したとしても、令和4年初頭には指定感染症としての期限が到来する（再延長はできない）ことから、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけについて検討する必要がある。

2. 国や地方自治体間の情報連携

○ 国や自治体間の情報連携について、どのように推進すべきか。

⇒ 医師の届出などの感染状況に係る情報について、厚生労働省、都道府県、保健所設置市、特別区間で十分な共有が図られるよう検討する必要がある。

⇒ HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム）の法的位置づけについて整理する必要がある。

3. 感染症の調査研究の推進

○ 新型コロナウイルス感染症の調査研究をどのように推進すべきか。

⇒ 国立感染症研究所・国立国際医療研究センター間やその他の関係者との連携など感染症に関する調査研究の強化の在り方について検討する必要がある。

4. 国や自治体の権限の明確化

○ 個人等の権利に十分に配慮しつつ、より実効性のある形で、感染拡大防止を図る観点から、次の事項についてどのように考えるか。

- 入院、宿泊療養、自宅療養の実効性の確保
- 国や自治体による積極的疫学調査の実効性の確保
- 国や自治体の権限・役割分担